



上下水道課からのお願い

最近、町が設置して皆さんにご利用いただいている合併処理浄化槽につきまして、各種ご相談が増えています。

合併処理浄化槽は建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準が定められているため、増改築等により条件が変わり変更が必要な場合は県知事及び特定行政庁へ届出することが定められています。



合併処理浄化槽（町管理）について、
変更が必要な場合は、事前にご相談ください。

合併処理浄化槽に関する各種届出が必要な場合がありますので、ご自身で判断せずに、事前にご相談ください。

個人で合併処理浄化槽を設置され、維持管理されている方につきましては、関係機関（群馬県環境森林事務所等）へご相談ください。



水道・下水道の異常（漏水等）を発見したらご連絡ください！

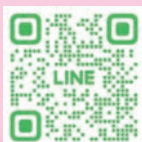
- 連絡の仕方 ①スマートフォンから右記の二次元コードを読み取り、案内に従って報告をお願いします。



上下水道課
LoGo フォーム
二次元コード



- ②東吾妻町公式 LINE から通報することができます。



基本メニュータブ

- 通報
- 水道・下水道の異常



受信確認は開庁時間に行います。スマートフォンをご利用の際は、周辺状況に十分注意して安全にご利用ください。